

お知らせ

申請者各位

令和元年 10 月 1 日
経 済 産 業 省
農 水 産 室

平成 31 年度の関税分類番号(HS コード)の改正に伴う 水産物の輸入承認(IL)について

平素より、水産物の輸入割当制度について御協力いただき、誠にありがとうございます。

平成 31 年 3 月 15 日付けで当室から発出した文書(お知らせ)により、平成 31 年 4 月 1 日より、「こんぶ調製品」、「無糖の味付けのり」、「のりの調製品」の関税分類番号(HS コード)が改正されたことをお知らせしました。

今般、HS コードを追加する等の告示(輸入公表)の改正を行うこととしておりますので、修正箇所等につきお知らせいたします(別紙参照)。

当該改正告示(輸入公表)の施行日(令和元年 10 月下旬公布・施行予定(注))以降は、本お知らせに基づき輸入承認証の申請若しくは輸入承認証の有効期限の延長又は内容変更の申請について、以下のとおりご対応いただきますようお願いいたします。

(注) 改正する告示(輸入公表(輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表(昭和 41 年通商産業省告示第 170 号)))については、10 月 18 日(金)公布(官報掲載)、10 月 25 日(金)施行に向けて準備中ですが、変更になる可能性があります。(施行日が確定しましたら、その旨を当省ホームページでお知らせいたしますので、ご確認ください。)

修正する HS コード(詳細は別紙のとおり)

○ こんぶ調製品の HS コード

- ① 「2001・90」、「2008・97-2」、「2103・90」を追加

○ 無糖の味付けのりの HS コード

- ② 「2008・99-2-(2)-B-(d)」を「2008・99-2」に修正
③ 「2008・97-2」を追加

○ のりの調製品（無糖の味付けのりを除く。）の HS コード

- ④ 「2008・99-2-(1)-B-(c)」を「2008・99-2」に修正
- ⑤ 「2001・90」、「2008・97-2」、「2103・90」を追加

- ・ HS コードが「2001・90」、「2008・97-2」、「2103・90」の貨物について、平成31年4月1日から改正告示の施行日（令和元年10月25日（金）【予定】）の間に輸入通関した数量は、今後の「こんぶ調製品」、「無糖の味付けのり」及び「のりの調製品（無糖の味付けのりを除く。）」の輸入発表における申請資格に係る要件である輸入通関実績（消化実績）には含まれませんので、ご注意ください。
- ・ 改正告示の施行日（令和元年10月25日（金）【予定】）より前に交付した輸入承認証であって内容変更の必要がないものについては、税関にて当該輸入承認証を別紙のと通りの HS コードで読み替えることとしますので、改正告示の施行日（令和元年10月25日（金）【予定】）以降、当該輸入承認証の修正（HS コードの内容変更）は不要です。
- ・ ただし、改正告示の施行日（令和元年10月25日（金）【予定】）以降に輸入承認証を申請する場合や輸入承認証の内容変更を行う場合は、下記のとおりご対応いただきますようお願いいたします。

記

1. 輸入承認証の申請について

(1) 電子申請で取得した輸入割当証明書を輸入承認証に切り替える場合

改正告示の施行日（令和元年10月25日（金）【予定】）より前に交付した輸入割当証明書に基づいて、改正告示の施行日（令和元年10月25日（金）【予定】）以降に輸入承認証を申請をする場合、関税率番号欄は空欄のままにし、新 HS コードを備考欄に記載していただきますようお願いいたします（別添1参照）。

(2) 紙申請で取得した輸入割当証明書を輸入承認証に切り替える場合（紙 IQ から電子 IL に切り替える場合を含む。）

改正告示の施行日（令和元年10月25日（金）【予定】）より前に交付した輸入割当証明書に基づいて、改正告示の施行日（令和元年10月25日（金）【予定】）以降に輸入承認証を申請をする場合、当該申請書には新 HS コードを記載していただきますようお願いいたします（別添2参照）。

(3) 複数の IL に分割する場合

複数の IL に分割する場合も、(1) 又は (2) と同様の対応をお願いいたします。

2. 延長又は内容変更する場合の対応について

(1) 電子申請により取得した輸入承認証の有効期限の延長又は内容変更をする場合

改正告示の施行日（令和元年 10 月 25 日（金）【予定】）より前に交付した輸入承認証について、改正告示の施行日（令和元年 10 月 25 日（金）【予定】）以降に当該輸入承認証の有効期限の延長又は内容変更の申請をする場合は、関税率番号欄は空欄のままにし、新 HS コードを備考欄に記載していただきますようお願いいたします（記載例：「1. 関税率表の番号等を〇〇〇（新 HS コード）に変更。」）。

(2) 紙申請により取得した輸入承認証の延長又は内容変更をする場合

改正告示の施行日（令和元年 10 月 25 日（金）【予定】）より前に交付した輸入承認証について、改正告示の施行日（令和元年 10 月 25 日（金）【予定】）以降に当該輸入承認証の有効期限の延長又は内容変更の申請をする場合は、当該輸入承認証の関税率番号欄の旧 HS コードを二重線で訂正した上で、新 HS コードを記載していただきますようお願いいたします。

＜問合せ先＞
経済産業省 貿易経済協力局
貿易管理部 農水産室
水産班
TEL：03-3501-0532
FAX：03-3501-6006

(別紙)

■こんぶ調製品

現行（平成 31 年 4 月 1 日以降）		改正後（改正告示の施行日 （令和元年 10 月 25 日（金）以降【予定】）	
関税率表の 番号等	品目	関税率表の番号等	品目
1212・21-3 2008・99-2	こんぶ（ボイル後塩蔵した ものに限る。） こんぶの調製品	1212・21-3 <u>2001・90【追加】</u> <u>2008・97-2【追加】</u> 2008・99-2 <u>2103・90【追加】</u>	変更無し

■無糖の味付けのり

現行（平成 31 年 4 月 1 日以降）		改正後（改正告示の施行日 （令和元年 10 月 25 日（金）以降【予定】）	
関税率表の 番号等	品目	関税率表の番号等	品目
2008・99-2- (2)-B-(d)	無糖の味付けのり	<u>2008・97-2【追加】</u> <u>2008・99-2【修正】</u>	変更無し

■のりの調製品（無糖の味付けのりを除く。）

現行（平成 31 年 4 月 1 日以降）		改正後（改正告示の施行日 （令和元年 10 月 25 日（金）以降【予定】）	
関税率表の 番号等	品目	関税率表の番号等	品目
2008・99-2- (1)-B-(c)	のりの調製品（焼きのり を含み、無糖の味付けの りを除く。）	<u>2001・90【追加】</u> <u>2008・97-2【追加】</u> <u>2008・99-2【修正】</u> <u>2103・90【追加】</u>	変更無し

(電子) 輸入承認証の申請 (例)

1/ 3

別表第二

輸入承認証

根拠法規	輸入貿易管理規則
主務官庁	経済産業省

申請者名 株式会社●●●●

氏名 ●● ●●

住 所 東京都●●●区●●●

資格 代表取締役社長

電話番号 03-●●●●-●●●●

申請年月日 2019/11/25

I 輸入の承認・輸入割当ての明細

1 関税率表の番号等	2 商 品 名	3 型 及 び 銘柄	4 原 産 地	5 船積地域 (船積港)	数量及 び単位 (金 額)
2008・99-2-(1)-B-(c)	のりの調製品 (焼きのりを含み、無糖の味付けのりを除く。)		R. OF KOREA	R. OF KOREA	●,00000 枚
					総額 (US\$)
備 考	【備考欄に下記のとおり、改正後の新しいHSコードを記載ください (別紙参考)】 (記載例) _____ 「のりの調製品」の場合、「1. 関税率表の番号等を2001・90、2008・97-2、2008・99-2、2103・90に変更」				

II 輸入割当て

割当数量及 び単位 (割当額)	証明書番号 _____
	期間満了日 _____

上記 I の輸入は、 _____ の規定に基づき、II の数量及 び単位を _____

経済産業大臣の条件の付与又は特別の有効期間の設定

上記「I 輸入割当ての明細」欄中 1 2 の記載事項は、経済産業大臣の承認を受けなければ変更することができない。

III 輸入の承認

輸入割当証明書の日付及 び番号	2018/06/08	LP (AE) 1717 S0000
承認番号	IL(18 IQ)TKY-S●●●●	延長後有効期間満了日 _____
有効期間満了日	2019/12/12	

上記 I の輸入は、 輸入貿易管理令第4条第1項 _____ の規定に基づき 次の条件を付して承認する

条 件

全形 (面積が430平方センチメートル以下のもの) を1枚とする。全形以上の大きさのもの又は裁断しているもの場合は、当該のりを全形に換算した枚数、塊状のもの等紙状でないもの場合は、当該のりを3 gあたり全形1枚に換算した枚数とする。この輸入承認証により輸入できる貨物は、北朝鮮を原産地又は船積地域とする全貨物の輸入が輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定による承認を受ける義務が課されている期間中においては、北朝鮮以外の国又は地域を船積地域とするものに限る。

経済産業大臣の記名押印 (輸入割当て)

日 付 _____

資 格 _____

記名押印 _____

経済産業大臣又は税関長の記名押印 (輸入の承認)

日 付 2019/06/12

資 格 _____

記名押印 _____

経済産業大臣 ●● ●●

(紙)輸入承認証の申請(例)

(別添2)

別表第一
T2010

記載例

二重線

根拠法規	輸入貿易管理規則
主務官庁	経済産業省

輸入(承認・割当)申請書

代表者印

印

申請者名 埼玉商事株式会社 記名押印 又は署名 代表取締役 ○○○○

住 所 埼玉県さいたま市〇区〇番〇号 資 格

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 申請年月日 〇〇〇〇年〇月〇日

次の
△輸入の承認を輸入貿易管理令第4条第1項
△輸入割当てを輸入貿易管理令第6

二重線

■こんぶ調製品

I 申請の明細

1 関税率表の 番号等	2 商 品 名
2008・99-2- (1)-B-(c)	無糖の味付けのり
<注>改正告示の施行日(令和元年10月25日(金)【予定】)以降の輸入承認申請書には、改正後の新しいHSコードを記載してください。	

II 輸入割当て

※割当数量及び単位(割当額)
以下※の欄 全てについて

※上記Iの輸入は、輸入貿易管理令第9条第1項

※経済産業大臣の条件の付与又は特別の有効
上記「I 申請の明細」欄中

現行(平成31年4月1日以降)		改正後(改正告示の施行日(令和元年10月25日(金)【予定】))	
関税率表の 番号等	品 目	関税率表の番号等	品 目
1212・21-3	こんぶ(ボイル後塩蔵したものに限る。)	1212・21-3	変更無し
2008・99-2	こんぶの調製品	2001・90【追加】 2008・97-2【追加】 2008・99-2 2103・90【追加】	

■無糖の味付けのり

現行(平成31年4月1日以降)		改正後(改正告示の施行日(令和元年10月25日(金)【予定】))	
関税率表の 番号等	品 目	関税率表の番号等	品 目
2008・99-2- (2)-B-(d)	無糖の味付けのり	2008・97-2【追加】 2008・99-2【修正】	変更無し

III 輸入の承認

輸入割当証明書の日付及び番号
〇〇〇〇年〇月〇

※承認番号
※有効期間満了日

■のりの調製品(無糖の味付けのりを除く。)

現行(平成31年4月1日以降)		改正後(改正告示の施行日(令和元年10月25日(金)【予定】))	
関税率表の 番号等	品 目	関税率表の番号等	品 目
2008・99-2- (1)-B-(c)	のりの調製品(焼きのりを含み、無糖の味付けのりを除く。)	2001・90【追加】 2008・97-2【追加】 2008・99-2【修正】 2103・90【追加】	変更無し

※上記Iの輸入は、輸入貿易管理令第4条第1項の規定に基づき 承認する ・ 承認しない ・ 次の条件を付して承認する

※条 件

条件欄に記入及び行数を変更しないで下さい

経済産業大臣の記名押印(輸入割当て)

日 付

資 格

記名押印

経済産業大臣又は税関長の記名押印(輸入の承認)

日 付

資 格

記名押印

これが裏面にならないようご

注意下さい。